

## 公益財団法人全日本柔道連盟 倫理・懲戒規程

(目的等)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）が担う柔道の普及・振興と国民の心身の健全な発達への寄与という重要な役割に鑑み、柔道における暴力行為その他の不適切な行為の根絶を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

2. 本連盟、また本連盟に登録している者及び役員は、法令及び本連盟諸規程を遵守しなければならない。

(違反行為)

第2条 本連盟に登録している者及び本連盟の役員は次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと(暴力・暴言)
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと(わいせつ・セクハラ)
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと(不適切な指導)
- (4) 本連盟のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること(ドーピング・薬物)
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと(大会運営施設利用不適切行為)
- (6) 補助金等の不正受給、不正使用、脱税、本連盟の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること(不適切経理)
- (7) 反社会的勢力と関係を有すること(反社会的勢力との関係)
- (8) 法令や本連盟の競技者規程その他の規程、処分等に違反すること(法令・規程違反行為)
- (9) その他柔道の品位を害し、又は本連盟の名誉を害する行為(品位を汚す行為)

(違反行為に対する処分の種類)

第3条 違反行為を行った者は、その内容及び情状に応じて次の区分により懲戒処分を

受ける。役員が登録会員である場合には、役員としての処分と登録会員としての処分を併せて実施することができる。

(1) 役員

- ① 注意
- ② 戒告
- ③ 期間を定めての役員業務停止

(2) 登録会員

- ① 注意
- ② 戒告
- ③ 期間を定めての登録停止

併せて、

- ・ 指導者に対しては期間を定めての指導活動の禁止
- ・ 競技者、団体会員に対しては期間を定めての公式試合への参加禁止

④ 除名

2. 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。
3. 処分の実施に併せて、本連盟の実施する指導者資格、学校顧問特例資格、審判員資格の停止等の処分、及び加盟団体による役職の解任、指導者資格の停止等の処分を行うことは妨げない。ただし、登録会員が第1項(2)に掲げる処分を受けた場合には、加盟団体による同種の処分は重ねては課されないこととする。
4. 処分の基準は別表のとおりとする。

(内部通報窓口)

第4条 本連盟は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別に定める。

(事案への対応)

- 第5条 会長は、内部通報窓口寄せられた情報、報道その他により違反行為が疑われる事案(以下「疑われる事案」という)を把握した場合には、別途定める基準に従って本連盟で調査・処分することが妥当と認められるものについて、当該事案の事実調査を行うものとする。
2. 会長は、疑われる事案のうち、別途定める基準に従って加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることが適当と判断されるものについては、加盟団体その他の団体に調査・処分を委ねることができる。
  3. 疑われる事案の事実調査を行う者は、特別の利害関係を有する者を除くものと

する。

(懲戒委員会)

第6条 会長は、疑われる事案について本連盟で処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。

2. 懲戒委員会の委員は5名以上とする。
3. 懲戒委員会の委員は、弁護士等の有識者を含む外部理事等、経営陣から独立した中立な立場の者で構成する。
4. 懲戒委員会は、会長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
5. 処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(処分)

第7条 会長は、懲戒委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

- (1) 役員に対する処分
- (2) 1年を超える登録停止処分又は除名処分

(不服申立て)

第8条 本連盟の処分に対する不服申し立ては、本連盟不服申立委員会に対して行うことができる。また、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うこともできる。

(業務の改善の求め)

第9条 会長は、加盟団体に対して、必要と認める場合は、業務の改善を求めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

別表

処分の基準

	除名	指導・競技等の停止	戒告	注意
暴力・暴言	○	○	○	○
わいせつ・セクハラ	○	○	○	○
不適切な指導	○	○	○	○
ドーピング・薬物	○	○		
大会運営施設利用不適切行為	○	○	○	○
不適切経理	○	○	○	
反社会的勢力との関係	○	○	○	
法令・規程違反行為	○	○	○	○
品位を汚す行為	○	○	○	○

具体的な違反行為の悪質性、重大性に応じ、処分を決定する。過去において処分を受けている場合には、再度の処分であることを踏まえて処分すること。

附則

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、従前の懲罰委員会規程、倫理規程は廃止する。
3. この規程は、令和元年 12 月 10 日から一部改正して施行する。
4. この規程は、令和 2 年 10 月 22 日から一部改正して施行する。